

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

「第25回 中医協医療経済実態調査」協力についてのお願い

今般、次回診療報酬改定に向けた「第 25 回 中医協医療経済実態調査」を実施することが決まり、本年 5 月 31 日付けで中医協の小塩会長並びに厚生労働省鹿沼保険局長より本会あて協力依頼がありました。

中医協医療経済実態調査につきましては、医療機関等の医業経営等の実態を明らかにし、次回診療報酬改定の基礎資料とするための重要な調査であり、診療報酬改定の前年度に実施しているものであります。今回の調査においては、令和 8 年度に予定されている診療報酬改定に向けた調査であります。

調査対象は、前回（第 24 回）調査と同様であり、抽出率は、病院は 1 / 3（特定機能病院、こども病院は 1 / 1）、一般診療所は 1 / 15 としております。一部変更点としては、保険薬局のうち専門医療機関連携薬局については、抽出率 1 / 1 から、他の保険薬局と同様の抽出率（1 / 25）に戻し、いわゆる同一敷地内薬局については 1 / 4 の抽出率（約 150 施設）とすることとされております。

調査項目の主な変更点（病院・一般診療所）につきましては、

- ① 病院、一般診療所について、「第 1 基本データ」について、ベースアップ評価料の届出の有無を問う項目及び賃上げ促進税制の活用の有無を問う項目を追加。
- ② 病院、一般診療所について、「第 2 損益」について、「（うち）新型コロナウイルス感染症関連の補助金（従業員向けの慰労金を除く）」の「（従業員向けの慰労金を除く）」の文言を削除。
- ③ 病院について、「第 2 損益」について、「V その他の収益・その他の費用」の「（うち）看護職員等処遇改善事業補助金」を廃止。
- ④ 病院について、「第 6 設備投資額」について、「（うち）リース分」を廃止。
- ⑤ 一般診療所について、「第 5 設備投資額」について、「（うち）調剤用機器（うち）リース分」を廃止。

また、中医協の議論において、有効回答率の向上策として、①回答意欲の喚起のため、診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施しつつ、その対象を広げ、回答のインセンティブを与えるため、経営状況のフィードバック内容を改善した上で、調査票等と併せて、経営状況のフィードバックの見本を引き続き送付するとともに、②回答負担の軽減のため、調査票の簡素化を引き続き実施するとともに、記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。特に、「電子調査票のご利用ガイド」に、Web 版には章ごとの回答一時保存機能があることや、複数人でアクセスすることが可能であること、Excel 版と異なり回

答の集約を行う必要がないこと等を明記し、複数部署にまたがって回答する必要がある施設でも利用しやすくすることとしております。

調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行い、調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法によります。調査票は、令和7年5月末に調査対象施設への送付を予定しており、調査の時期は、令和7年3月末までに終了する直近2事業年（度）について実施することとしております。

調査票の提出期限は令和7年7月18日とされており、調査結果の公表は、中医協の議論を経て速やかに公表することとされております。

先にも述べましたが、中医協においては、有効回答率の向上方策として、ホームページを利用した電子調査票の活用を進めることや、診療側関係団体への協力要請をするとされております。

つきましては、日本医師会といたしましても、調査に協力したいと考えておりますので、都道府県医師会におかれましては、調査の実施にあたり、客体医療機関のご協力が得られますようご高配方向卒よろしくお願い申し上げます。

<調査票データ掲載先>

調査票の送付は「日本医師会文書管理システム」（下記 URL）の「お知らせ」に掲載することをもって代えさせていただきます。

URL：<https://www1.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/login.cgi>

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保健医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会におきましては、今般、「第 25 回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を実施することとし、令和 7 年 5 月末頃までに調査対象施設へ調査票を送付いたします。

この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として 2 年に 1 度行っております。

この調査の結果は、令和 8 年度診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されます。

日々の診療などでお忙しい状況であるとは存じますが、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は無作為抽出した医療機関等に送付いたしますが、調査対象となった医療機関等におかれましては、有効回答率向上のためご回答いただけますよう、会員等の方々に対し、ご周知方ご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

敬具

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

令和 7 年 5 月 31 日

中央社会保険医療協議会

会 長 小塩 隆士

厚生労働省保険局

局 長 鹿沼 均

第 25 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

1 調査の目的

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の内容

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院、刑務所・船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、D P C 対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2 の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第 3 の層化は、病床数が 200 床以上、200 床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第 4 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の7区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神科病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1／1、その他については1／3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

キ 抽出率は1／15とする。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。
- オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は、同一敷地内薬局（特別調剤基本料Aを届け出ている保険薬局）については1／4、その他については1／25とする。

5 調査主体

中央社会保険医療協議会

6 調査の時期

令和7年3月末までに終了する直近2事業年（度）の2年間について実施する。

7 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8 調査の方法

- (1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。